

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料軽減特例・高額療養費・入院時生活療養費の見直しについてお知らせします

問い合わせ

年金・長寿医療グループ
(☎2137)

◆保険料均等割軽減の2割・5割軽減に係る所得判定基準範囲について

平成28年度まで		平成29年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5,000円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)

◆所得割の軽減割合について

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、平成29年度より、所得割が5割軽減から2割軽減に見直されました。

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合について

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険（協会けんぽなど）の被扶養者だった方は、平成29年度より、均等割が9割軽減から7割軽減に見直されました。所得割は掛かりません。

<保険料の計算式（年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します）>

保険料額は、被保険者が等しく負担する『均等割額』と所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

均等割

所得割

1年間の保険料

【1人当たり】
49,809円

+

【被保険者の所得に応じた額】
(平成28年中の所得 - 33万円) × 10.51%

=

【限度額57万円】
※100円未満切り捨て

◆高額療養費の自己負担限度額について

高額療養費の自己負担限度額が8月から次のとおり見直されます。

区分		1カ月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来+入院〔世帯単位〕	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円（※2）	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円（※2）
一般	外来〔個人単位〕	12,000円	14,000円（※3）
	外来+入院〔世帯単位〕	44,400円	57,600円（※4）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院〔世帯単位〕	15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）する場合は自己負担限度額は44,400円です。
- ※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が14万4,000円となります。
- ※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

◆入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額について

療養病床に入院したときの居住費が10月から見直されます。

区分	平成29年9月まで	平成29年10月から
	入院時生活療養費	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	一日につき320円	一日につき370円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	一日につき0円	一日につき200円
指定難病患者	一日につき0円	一日につき0円
老齢福祉年金受給者	一日につき0円	一日につき0円